

○ 次のようなときには、市区町村において届出・申請をしていただく必要があります。

新しく住居地を定めたとき又は住居地を変更したとき

新しい住居地を定めた日又は住居地を変更した日から14日以内に、その住居地の市区町村に特別永住者証明書を持参して届け出てください。

(注) 2012年7月9日以降、住民票が作成されている外国人の方が他の市町村に転出する場合には、住民基本台帳法の規定により、転出前の市町村で転出届を行う必要があります。

氏名、国籍・地域等を変更したとき

結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときには、変更の日から14日以内に、住居地の市区町村に旅券、写真、特別永住者証明書及び変更した事実が分かる資料を持参して届け出てください。

(注) 氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字(正字)表記を併記することができます。特別永住者証明書の氏名欄に漢字(正字)が併記された場合には、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますので、ご注意ください。

(注) 特別永住者証明書に通称名は記載されません。

(注) 16歳未満の方に関する届出の場合は、写真を持参いただく必要はありません。

特別永住者証明書の有効期間が満了するとき

特別永住者証明書の有効期間は、次のとおりですので、この有効期間が経過する前に、住居地の市区町村に旅券(お持ちの方のみ)、写真及び特別永住者証明書を持参して特別永住者証明書の有効期間の更新申請をしてください。

- ① 16歳以上の特別永住者の方
各種申請・届出後の7回目の誕生日まで。
(特別永住者証明書の有効期間更新申請の場合は、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで)
- ② 16歳未満の特別永住者の方
16歳の誕生日まで。

* 有効期間の満了日が16歳の誕生日となっている方は16歳の誕生日の6か月前から、それ以外の方は有効期限の2か月前から申請することができます。

特別永住者証明書をなくしたり、著しく汚したりなどしたとき

特別永住者証明書の紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、住居地の市区町村に再交付を申請してください。

(注) 特別永住者証明書の紛失、盗難又は滅失などで所持する特別永住者証明書を失った場合には、申請の際に、警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行されるり災証明書等の疎明資料を持参してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター(平日 8:30 ~ 17:15)

Tel 0570-013904(IP 電話・PHS・海外からは03-5796-7112)

○ 住民基本台帳法における転出届・転入届・転居届については、最寄りの市区町村までお問合せください。